

～共に創ろう～ 未来に向かって

洞戸地域振興計画



ほらどキウイマラソン



板取川の鮎



高賀渓谷

平成27年12月
ほらど未来まちづくり委員会



洞戸地域振興計画

1 策定の背景

これまで洞戸地域では、ほらどまちづくり委員会を中心とした各種団体及び自治会、そして民生委員や消防団などの行政を背景とした組織がそれぞれ活動しまちづくりに尽力してきました。しかし、少子高齢化に代表される社会情勢の変化にともない行政の役割、市民の役割が変化してきています。

平成26年度に閑市は、市民が主役であることが実感できるまちを市民、議会及び行政が協働してつくるために、それぞれの役割を明らかにした閑市自治基本条例を施行しました。その中で地域住民自らの手で地域の課題を解決できるよう地域委員会の設置を促し、また、この委員会を閑市は支援しなければならないと定められています。

洞戸地域では、これまでの経験と反省を踏まえて、新たに地域振興を担う委員会を設立し、その活動と今後取り組む事業を広く住民に周知して協働の指針とするために洞戸地域振興計画を策定します。

2 計画の趣旨

この計画は、洞戸地域が住みやすく活力ある地域として永続的に発展することを目的として設立されるほらど未来まちづくり委員会が、その目的の実現のために重点的に取り組むべき施策を明らかにしたものです。



円空仏



岩門の滝



ドイ山の芭蕉の句碑



3 計画期間

平成28年度から平成37年度までの10年間

ただし、事業の進捗状況、社会情勢の変化などで計画に見直しが必要な場合には、その都度見直しを図ることとします。

4 基本理念

この計画を実施するに当たっては、次のことを活動の基本理念とします。

[**楽しく、自発的に、協働して、たゆまず、
効率的に、節度をもって、活動に当たる。]**

- ・地域課題の解決に向け、皆が共鳴して、わくわくする事業の実施を目指す。（楽しく）
- ・広くやる気のある人材を登用し、自発的に活動できる環境づくりに努める。（自発的に）
- ・活動の広報に努め、誰もが活動状況を共有し、誰もが協働のために参加できる開かれた活動とする。（協働して）
- ・様々な個人や団体との交流により、活動の最善を目指し改善に努める。（たゆまず）
- ・加盟団体の活動を尊重し、委員会事業との相互連携と協調によって事業の効果と効率を高めるとともに、類似事業の集約により加盟団体の負担軽減を図る。（効率的に）
- ・事業の選択と資金の投入においては、その重要性と効果を見極め、公明正大に検討のうえ決定する。（節度をもって）

5 基本施策と活動指針

基本施策として、住民アンケート、団体ヒアリング、わくわく会議から出された課題や提言を次の5つの分野に分類し、これらを担当する部会と取り組むべき事業を設定して活動の指針とします。

- | | |
|----------|---------------|
| ①育みの部会 | 教育の支援と生涯学習の推進 |
| ②安心の部会 | 安心・安全な生活の確保 |
| ③誇りの部会 | 地域資源の保全と活用 |
| ④ふれあいの部会 | 交流イベントの開催 |
| ⑤お知らせの部会 | 地域内外への広報と啓発 |

1 【育みの部会】

○ 事業分野

☆教育の支援と生涯学習の推進

生涯学習活動の推進・人材育成・子どもの学習支援

○ 活動内容

- ◆PTA活動、子ども会育成会事業の支援
- ◆通学路の安全確保、子ども見守りボランティアの充実
- ◆子どもが安心して外で遊べる地域づくり
- ◆スポーツ少年団やサークル活動などの支援
- ◆各種大会や教室を開催し、スポーツをする機会の創出
- ◆非行防止のため、日常的に青少年に声かけをする環境づくり
- ◆非行の温床となる場所をつくらない地域づくり
- ◆青少年のボランティア活動や善行は地域全体で応援
- ◆ふれあいセンターを活用した夏休み、冬休み期間の臨時学習塾
- ◆洞戸ならではの魅力ある教室の開催
- ◆互いの人権を尊重し、差別やいじめを防ぐ啓発活動



青少年の健全育成



サークル活動の支援



子ども会育成会事業の支援



魅力ある教室の開催

2 【安心の部会】

○ 事業分野

☆安心・安全な生活の確保

高齢者の見守り・買い物対策・コミュニティビジネスの構築

○ 活動内容

- ◆高齢者がわかりやすく、利用しやすい移動手段の確保
- ◆高齢者が集まれるたまり場づくり
- ◆高齢者の生きがいづくり
- ◆近隣住民と各種役員の連携による独居者の見守り
- ◆配食サービス
- ◆小売店の誘致または共同出店などの可能性の検討
- ◆移動販売、軽トラ市、鮮魚市の検討
- ◆買い物バスツアーの検討
- ◆現状にあった地域防災体制の見直し
- ◆自主防災会の充実
- ◆消防団活動の支援
- ◆地元企業・商工会との連携強化
- ◆地域バスの活用
- ◆個人では困難な除雪や雪下ろしなどの手助け
- ◆空き地や空き家の管理に関するルールづくり
- ◆交通安全推進活動



消防団活動の支援



高齢者支援事業



買い物対策事業



地域バスの活用

③ 【誇りの部会】

○ 事業分野

☆地域資源の保全と活用

伝統文化の継承・観光施策・環境保全・鳥獣被害対策

○ 活動内容

- ◆板取川へのレジャー客のゴミ対策
- ◆里山林の手入れなど自然や生活環境の保全
- ◆花木の植栽や花壇づくりなど景観づくり
- ◆農地（耕作放棄地）の有効活用
- ◆希少な動植物の保全
- ◆伝統文化の情報収集及び発信
- ◆地域の有形・無形文化財の保存・伝承
- ◆伝統行事への参加促進、後継者の育成
- ◆すでに行われなくなった伝統事業の復活
- ◆文化愛好者の育成支援
- ◆発表の機会の創出
- ◆自然を生かした観光資源の開発
- ◆特產品を生かした目玉となる新商品の開発
- ◆地元に経済効果があがる仕組みづくり
- ◆効果的な観光PR
- ◆板取地域との連携
- ◆有害鳥獣被害を減らすために地域ぐるみの協力体制づくり



4 【ふれあいの部会】

○ 事業分野

☆交流イベントの開催

各種イベント・意見交換会・わくわく会議の開催

○ 活動内容

- ◆地域住民が一堂に会し、地域の一体感が醸成される行事・イベントの開催
- ◆地区や組織ごとの活動の支援
- ◆地区や組織の連携強化のための活動
- ◆板取川や、キウイフルーツを使った地域おこしイベントの開催
- ◆婚活イベントの企画、開催
- ◆結婚相談所との連携
- ◆定住してもらうための施策の検討
- ◆気軽にまちづくりに参加できるシステムづくり
- ◆女性、若者、子どもが広く参加する機会の創出
- ◆行政との意見交換会の企画・開催



一体感を生み出す行事



交流イベント



キウイを使った地域おこし



地域の祭り

5 【お知らせの部会】

○ 事業分野

☆地域内外への広報と宣伝

情報発信・広報誌発行・SNSの活用・キワイビジョンの運用

○ 活動内容

◆広報誌を発行し情報の共有化

◆地域内外への情報発信を様々なメディアを活用し実施



広報誌の発刊



キワイビジョンの活用

資料 洞戸地域の推計人口

今後も洞戸地域の人口は徐々に減少していくと推計されますが、65歳以上の人口はほぼ横ばいで推移し、平成42年には1,563人のうち661人が高齢者となり人口の42.3%を占める予測されています。



ほらど未来まちづくり委員会規約

(名称)

第1条 本会は、ほらど未来まちづくり委員会と称し、事務所を洞戸ふれあいセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、洞戸地域を、住みやすく活力ある地域として永続的に発展させることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 教育の支援と生涯学習の推進
- (2) 安心・安全な生活の確保
- (3) 地域資源の保全と活用、伝統文化の継承と保護・保存
- (4) 交流イベントの開催
- (5) 地域内外への広報と啓発
- (6) 洞戸ふれあいセンターの管理運営
- (7) その他、本会の目的を達成するための活動

(構成)

第4条 本会は、洞戸地域に居住する者及び本会の目的に賛同する団体及び個人（以下「会員」という。）をもって構成する。

2 本会の運営は、第7条、第12条に定める役員及び部会員（以下「委員」という。）が行う。

(会員の責務)

第5条 会員は、本会が行う各種活動に参加し、協働して本会の目的達成を目指す。

(組織)

第6条 本会の組織は、別表1に定めるとおりとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員等を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 6名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名
- (6) 監事 2名

(相談役)

第8条 本会は、総会の承認を得て若干名の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は会長が委嘱し、役員会の求めに応じて助言を行い、必要に応じて意見を述べることができる。

(役員の選任)

第9条 会長は、関市自治会連合会洞戸支部長（以下「支部長」という。）がこれを務める。

- 2 副会長は、理事の互選により選出し総会の議決を経て決定する。
- 3 理事は、支部長推薦人1名と各部会より選出された部会長を総会の議決を経て決定する。
- 4 監事は、会長が会員の中から選出し、総会の議決を経て決定する。

(役員の職務)

第10条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、役員会においてその必要な事項を審議するとともに、会務の運営に当たる。
- (4) 監事は、本会の会計及び会務全般を監査する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 任期途中で役員に欠員が生じた場合は、次回総会までの期間に限り、会長は役員会の承認を得て、当該役員の代理役員を選任することができる。但し、代理役員は表決権を有しない。
- 3 任期途中で交代した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会役員)

第12条 各部会に次の部会役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名
- (3) 書記 1名

(部会役員の選任)

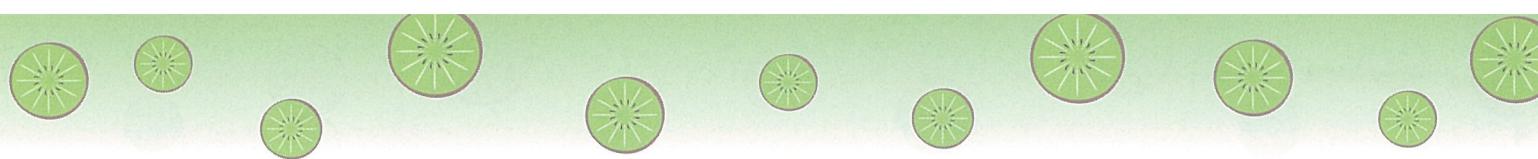
第13条 部会役員は、部会委員の互選による。

- 2 部会長は、総会の議決を必要とする。

(部会役員の職務)

第14条 部会役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、部会の庶務、会議録の作成及び会計事務に従事する。



(代議員の選任)

第15条 代議員は、各自治会及び各加盟団体から、それぞれ1名ずつ選出された者とする。

2 代議員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

3 代議員は、役員会の承認を得て、任期途中で交代することができる。

4 任期途中で交代した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員の職務)

第16条 代議員は、総会において1人1票の票決権を有し、総会の議題を審議し議決する。

2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見、要望或いは提案をすることができる。

(会議)

第17条 本会の運営に当たり、次の会議を設ける。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 部会

(総会)

第18条 総会は、本会の最高決定機関と位置付け、本会代議員によって構成される代議員制とし、定期総会と臨時総会からなる。

2 総会は、委任票決者を含む代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 総会の議長は、会長がこれに当たる。

4 定期総会は、年1回開催する。

5 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または代議員総数の過半数以上の者から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに開催する。

6 総会の議事は、委任票決者を含む出席代議員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次の事項を審議、決定する。

(1) 事業計画及び事業実施報告に関する事項

(2) 収支予算及び収支決算に関する事項

(3) 規約の制定及び改廃に関する事項

(4) 役員の選出に関する事項

(5) その他、会務運営上必要な重要事項

(役員会)

第19条 役員会は、第7条に定める役員等（監事を除く）で構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、委任票決者を含む出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 役員会の議長は、会長がこれに当たる。



4 役員会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) その他、会長が必要と認める事項

(部会)

第20条 部会は、「育みの部会」「安心の部会」「誇りの部会」「ふれあいの部会」「お知らせの部会」の5つの部会で構成し、本会の目的の達成のために必要な事業を審議し実施する。

2 部会が実施する事業は、役員会の承認を経て、総会の議決を得るものとする。

3 部会は、他の部会及び関係機関や団体等が所管する事業との調整を十分に図り、協調して事業を実施するものとする。

4 会長が必要と認めるときは、複数の部会が合同して部会活動を行うことができる。

(総会の公開)

第21条 総会の傍聴はこれを妨げない。但し、傍聴者は議長の指示に従うことをその要件とする。

(事務局)

第22条 本会の庶務を円滑に行うため、本会に次の事務局職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (3) 事務局職員 若干名

2 事務局長は、本会の円滑な運営に必要な事務に従事する。

3 事務局次長は、事務局長を補佐し、本会の庶務、会議録の作成及び会計事務に従事する。

(事務局の選任)

第23条 事務局長及び事務局次長は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

2 事務局職員は、役員会の選考を経て会長が委嘱する。

(予算・決算)

第24条 本会の予算は、総会の決議を経て定め、決算は監査を経た上、総会の承認を得なければならない。

(事業・会計年度)

第25条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財源)

第26条 本会の運営に要する経費は、補助金又は、助成金、指定管理料、利用料金その他の収入をもって充てる。

(規約の改正)

第27条 本会の規約は、総会の承認を得て改正することができる。

(補則)

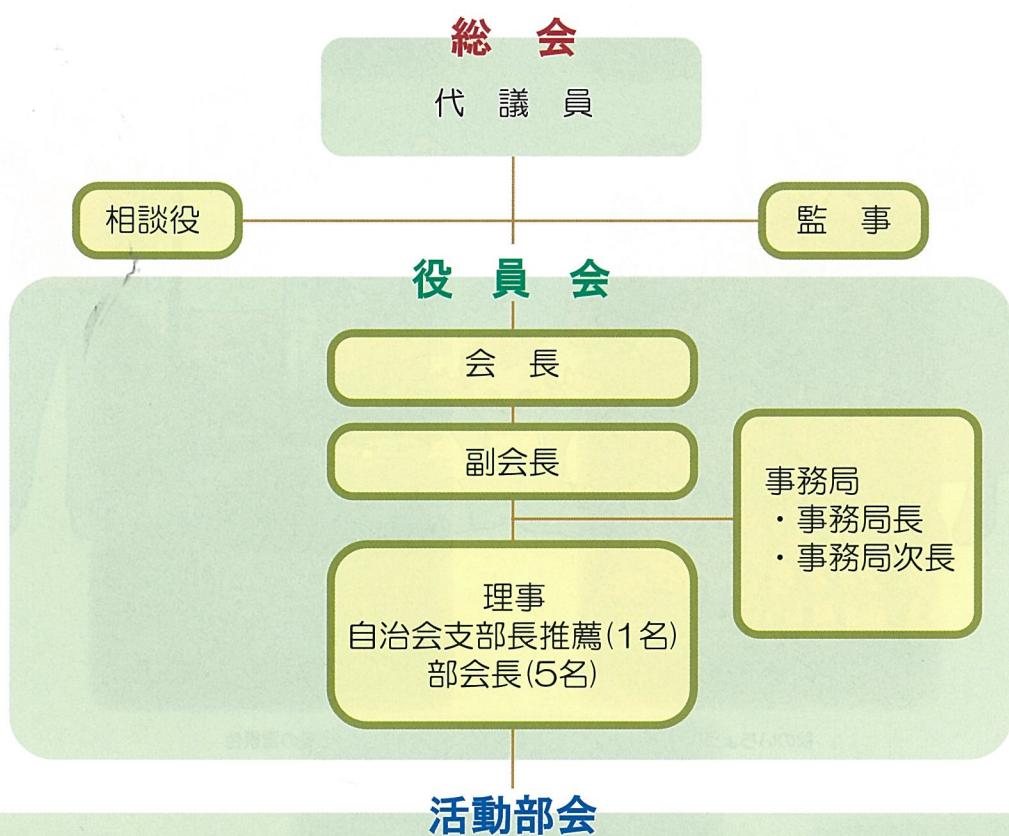
第28条 この規約に定めのないもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会を経て会長が定める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 ほらど未来まちづくり委員会 組織図

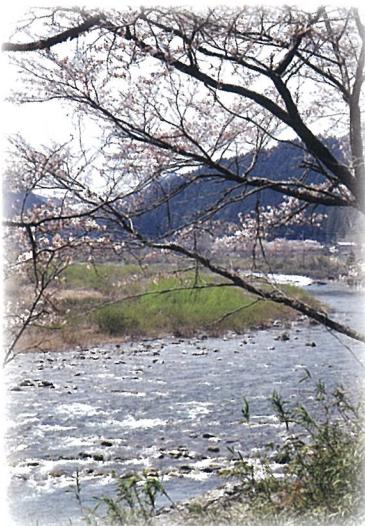
- 総 会** … ほらど未来まちづくり委員会の最高決定機関である。1年間の活動や予算、役員等を審議し、決定する。本会代議員によって構成する。
- 役 員 会** … 総会で審議すること及び委員会の運営に関する事を決定する。会長、副会長、理事、事務局長、及び事務局次長で構成する。
- 活動部会** … 地域の課題を解決するための事業を実施する。洞戸地域の住民や地域で活動する各種団体や法人の代表者で構成する。



- 育みの部会………子どもたちが安心して生き生きと生活するための活動
- 安心の部会………高齢者を中心に安心・安全な生活を確保するための活動
- 誇りの部会………自然や伝統文化のよさを継承し、積極的に活用する活動
- ふれあいの部会………地域住民が一堂に会し、地域が一つになった楽しむ活動
- お知らせの部会………地域のよさを知り合い、さらに外に向けて発信する活動

洞戸に住む人、洞戸で働く人、洞戸で学ぶ人及び事業者

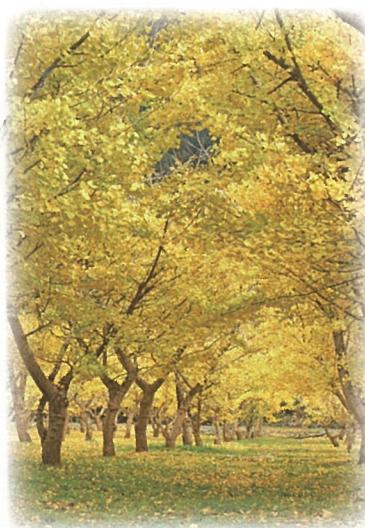
洞戸の四季の風景



春の板取川



夏の岩つつじ



秋のいちょう



冬の雪景色

洞戸地域振興計画

～共に創ろう～ 未来に向かって

発行日：平成28年3月

発 行：ほらど未来まちづくり委員会

岐阜県関市洞戸市場294-5

TEL/FAX 0581-58-2115